

水質関係法令の概要

R7.8

－ 工場事業場排水の規制基準 －

I 水質汚濁防止法	p 1～p 16
II 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	p 17～p 20
III 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	p 21～p 22
IV 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領	p 22
V 公共用水域に関する環境基準	p 23～p 28

水質汚濁防止法では、工場及び事業場の事業活動に伴って発生する排出水の排出等を規制しており、一定規模以上のものを特定施設として定めています。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」で水質汚濁防止法の要件に該当しない施設についても水質に係る特定施設として位置づけ、排水等の規制を行っています。

なお、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により製造業等で、一定規模以上の特定施設を設置している工場には、公害防止管理者等を設置することが義務づけられています。

I 水質汚濁防止法

I－1 届出が必要な特定施設（令別表第1、詳細はp6～p10）及び有害物質貯蔵指定施設

(1) 特定施設（法第2条第2項）

次のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で、法施行令第1条別表第1で定める施設です。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（有害物質）を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含む）を示す項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

※ 有害物質使用特定施設（有害物質を製造、使用または処理する特定施設）は、排水の全量を下水道に放流する場合でも届出が必要です。

(2) 有害物質貯蔵指定施設（令第4条の4）

1. 有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設※

※ 指定施設：p11 参照

○ 有害物質（令第2条）

1 カドミウム及びその化合物	2 シアン化合物	3 有機燐化合物
4 鉛及びその化合物	5 六価クロム化合物	6 砒素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	8 P C B	
9 トリクロロエチレン	10 テトラクロロエチレン	11 ジクロロメタン
12 四塩化炭素	13 1,2-ジクロロエタン	14 1,1-ジクロロエチレン
15 1,2-ジクロロエチレン	16 1,1,1-トリクロロエタン	17 1,1,2-トリクロロエタン
18 1,3-ジクロロプロペン	19 チウラム	20 シマジン
21 チオベンカルブ	22 ベンゼン	23 セレン及びその化合物
24 ほう素及びその化合物	25 ふっ素及びその化合物	
26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
27 塩化ビニルモノマー	28 1,4-ジオキサン	

I-2 排水基準

排水基準には、全公共用水域を対象として全国一律に定められた一律排水基準と、一律排水基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域について定められた上乘せ排水基準があります。

(1) 有害物質に関する一律排水基準 (法第3条・排水基準を定める省令、詳細はp12)

人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質による排出水の汚染状態として定められています。排出水の量に関らず、公共用水域※に排水を排出するすべての特定事業場について適用されます。

※ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。
(下水処理場に接続している公共下水道及び流域下水道は除く。)

(2) 生活環境項目排水基準 (法第3条・排水基準を定める省令、詳細はp12～p13)

化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含む)を示す下記の項目に関し、生活環境に係る被害を生じるおそれがある程度の排出水の汚染状態として定められています。

○ 生活環境項目

- | | | |
|-------------|---|-----------|
| 1 水素イオン濃度 | 2 生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD) | |
| 3 浮遊物質 | 4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | |
| 5 フェノール類含有量 | 6 銅含有量 | 7 亜鉛含有量 |
| 8 溶解性鉄含有量 | 9 溶解性マンガン含有量 | 10 クロム含有量 |
| 11 大腸菌数 | 12 窒素又は磷の含有量(湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合に限る。) | |

1. 適用対象 平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場の排出水について適用されます。

2. 適用項目 BOD：海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水
COD：海域および湖沼に排出される排出水

3. 窒素又は磷の排水基準

(ア) 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域：博多湾

(イ) 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼

① 磷含有量に係る湖沼：脊振ダム貯水池、曲渕ダム貯水池、長谷ダム貯水池

② 窒素含有量に係る湖沼：脊振ダム貯水池

(3) 上乘せ排水基準 (法第3条・県条例、詳細はp14～p16)

博多湾水域と筑前海水域に「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年福岡県条例第8号)」により、BOD、SS等5項目について、上乘せ排水基準が定められています。基準は日間平均50m³以上の排出水を排出する特定事業場について適用されます。

○ 博多湾水域および筑前海水域の区域

区域の名称	範 囲
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2,115番地先北端と同市西区大字西浦2,467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域 (1) 那珂川、御笠川及び河口海域 (2) (1)を除く博多湾水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域 (博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く)

I-3 排出水の測定義務（法第 14 条・規則第 9 条）

排出水を排出する者は、排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

1. 排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行うこと。
2. 測定の結果は、水質測定記録表（法施行規則様式 8）に記録し、その結果を 3 年間保存すること。

I-4 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務（法第 12 条の 4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

1. 施設設置場所の床面及び周囲、付帯配管、排水溝等及び地下貯蔵施設について基準を遵守すること。
2. 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。
3. 施設本体、床面及び周囲、付帯配管、排水溝等及び地下貯蔵施設について、ひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無、漏えいの有無の確認を目視により点検すること、又は目視が困難な場合は検知システムの導入により点検を行うこと。またその結果を 3 年間保存すること。

詳細については、環境省 HP 及び福岡市 HP に掲載している下記マニュアル等をご参照ください。

- ・地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（平成 25 年 6 月・環境省）
- ・地下水汚染の未然防止のための管理要領等策定の手引き（平成 27 年 3 月・環境省）
- ・地下水汚染未然防止のための構造と点検管理に関する事例集及び解説（平成 25 年 6 月・環境省）
- ・地下水汚染未然防止のための定期点検に関する事例集（平成 26 年 9 月・環境省）

I-5 実施の制限等

(1) 計画変更命令（排水水関連）（法第 8 条）

特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更届出を提出した場合、市は排出水の汚染状態が排水口において排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内において、構造、使用の方法、処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 計画変更命令（構造基準等関連）（法第 8 条第 2 項）

有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更届出を提出した場合、市は当該施設が構造基準等に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内において、構造、設備、若しくは使用の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(3) 実施の制限（法第 9 条）

1. 特定施設の設置又は構造等の変更届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過したあとでないと設置、構造等の変更をすることはできません。
2. 市は特定施設の設置、構造等の変更届出の内容が相当であると認めるときは、上記の期間を短縮ができます。

(4) 排出水の排出の制限（法第 12 条）

排出水を排出する者は、その汚染状態が排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。

(5) 改善命令等（排水水関連）（法第 13 条）

市は、排水水を排出する者が、汚染状態が排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用、排水水の排出の一時停止を命ずることができます。

(6) 改善命令等（構造基準等関連）（法第 13 条の 3）

市は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、構造等の基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることが出来ます。

I - 6 事故時の措置（法第 14 条の 2）

施設の破損その他の事故の発生により、有害物質や油、指定物質※を含む水もしくは、その汚染状態が法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目（p2 の生活環境項目）について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

特定施設の破損その他の事故については、人為的な事故に限らず天災を含む不可抗力によるものも含まれます。また、公共用水域に排出しているか下水道に排除しているかを問いません。

(1) 対象事業場

- ・ 特定事業場：水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する工場又は事業場
- ・ 指定事業場：指定施設※を設置する工場又は事業場
- ・ 貯油事業場等：油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）を貯蔵する施設又は油を含む水を処理する油水分離施設を設置する工場又は事業場

※ 指定物質：p11 参照

※ 指定施設：p11 参照

(2) 応急の措置命令

特定事業場、貯油事業場又は指定施設の設置者等が応急措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講じることが出来ます。

I - 7 特定地下浸透水の排出の規制

(1) 特定地下浸透水

有害物質使用特定施設を設置する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水（これを処理したものを含む）を含むもの。

(2) 届出義務（法第 5 条ほか）

工場、事業場から特定地下浸透水を浸透させる者は、公共用水域に水を排出するものと同じく特定施設の設置の届出が義務づけられています。

(3) 浸透の制限（法第 12 条の 3）

有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）は、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはなりません。

(4) 測定義務（法第 14 条）

特定地下浸透水を浸透させる者には、地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

I－8 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
特定施設を設置しようとする場合 (法第5条)	特定施設設置 (使用、変更) 届出書	(1) 氏名又は名称及び住所並びに、 法人にあってはその代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の設備 (6) 特定施設の使用の方法 (7) 汚水等の処理の方法 (8) 排水水の汚染状態及び量 (9) 排水水に係る用水及び排水の系統	設置または変更 予定年月日の 60日前
構造等 届出内容の (4)～(8)を変更 しようとする場合 (法第7条)			
氏名等 届出内容の (1)、(2)を変更した 場合 (法第10条)	氏名等変更 届出書	(1) 氏名又は名称及び住所並びに、 法人にあってはその代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日 から30日以内
施設の使用を廃止 した場合 (法第10条)	使用廃止 届出書	(1) 氏名又は名称及び住所並びに、 法人にあってはその代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類	廃止した日から 30日以内
施設を承継した場合 (法第11条)	承継届出書	(1) 氏名又は名称及び住所並びに、 法人にあってはその代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (7) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から 30日以内
事故等が発生し、 有害物質等を含む水 が特定事業場・指定 事業場・貯油事業場 等から公共用水域等 に排出または地下浸 透したことにより人 の健康または生活環 境に係る被害を生ず るおそれがある場合 (法第14条の2)	事故時の措置 届出書	(1) 氏名又は名称及び住所並びに、 法人にあってはその代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 事故の状況 (4) 講じた措置の概要	事故発生後 速やかに届出

I－9 特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令別表第1

令番号	対 象 業 種	特 定 施 設 の 種 類
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設 (豚房総面積50㎡以上) (ロ)牛房施設 (牛房総面積200㎡以上) (ハ)馬房施設 (馬房総面積500㎡以上)
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む.) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業	(イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (流送施設を含む.) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む.) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設 (流送施設を含む.) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業	(イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業、加工業	(イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は末精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機(ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設(ハ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む.) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	(イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設

令番号	対 象 業 種	特 定 施 設 の 種 類
25	水質汚濁防止法施行令改正により削除(H29. 8. 16)	水質汚濁防止法施行令改正により削除(H29. 8. 16)
26	無機顔料製造業	(イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
27	無機化学工業製品製造業 (25・26以外)	(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素製造施設のうち洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち反応施設 (ト) よう素製造施設のうち吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設 (ス) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうちメチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業 (5・10・13以外)	(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) フッ素樹脂製造施設のうちガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 (ト) 中庄法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち溶剤回収施設 (チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ス) 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	(イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	石油化学工業 (31・32・33・34・35・36・51以外で石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)	(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 (ス) シクロヘキサノール製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルラフィンを製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレノキシド、プロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設

令番号	対 象 業 種	特 定 施 設 の 種 類
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設	
39	硬化油製造業	(イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラーン蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業（28～45以外）	(イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設（有害物質を含有するものを混合するもの） (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設（有害物質を含有するものを混合するもの）
50	試薬の製造業	試薬製造施設（有害物質を含有する試薬）
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む．）	(イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く．）更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設（蒸気養生施設を含む．）
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設（有害物質を含有するものを混合するもの）
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む．）の精製業	(イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	碎石業	(イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(イ)還元そう (ロ)電解施設（熔融塩電解施設を除く．） (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む．）	(イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空びん卸売業	自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む．）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう．）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう．）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう．）の施設のうち、浄水施設（これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く．）	(イ)沈でん施設 (ロ)ろ過施設

令番号	対 象 業 種	特 定 施 設 の 種 類
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	
66	電気めっき施設	
66の2	エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く．）	
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く．））	(イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設）	ちゅう房施設（総床面積500㎡以上） (※)総床面積とは、業務の用に供する部分の総床面積をいう．以下同じ．
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設（総床面積360㎡以上）
66の6	飲食店（66の7・66の8を除く．）	ちゅう房施設（総床面積420㎡以上）
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（66の8を除く．）	ちゅう房施設（総床面積630㎡以上）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの	ちゅう房施設（総床面積1,500㎡以上）
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するもので病床数が300以上であるもの．）	(イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう．以下同じ．）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く．）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く．）	(イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く．）をいう．）に設置される施設（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く．）	(イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう．）	
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう．）	洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く．）
71	自動式車両洗浄施設	
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場（次に掲げるもの） 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く．） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く．） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く．）、又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（1・2に該当するものを除く．） 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う、高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校・職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設	(イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設

令番号	対 象 業 種	特 定 施 設 の 種 類
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第8条第1項に規定するものをいう。）	焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設 (※)産業廃棄物処理業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。	(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1・3から6・8・11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(左記※)が設置するもの 1. 汚でいの脱水施設(一日当たりの処理能力が 10m^3 を超えるもの) 3. 汚でい(PCB汚染物・処理物であるものを除く。)の焼却施設であって次のいずれかに該当するもの (イ) 一日当たりの処理能力が 5m^3 を超えるもの (ロ) 1時間あたりの処理能力が 200kg 以上のもの (ハ) 火格子面積が 2m^2 以上のもの 4. 廃油の油水分離施設(一日当たりの処理能力が 10m^3 を超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。)) 5. 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であって次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。) (イ) 一日当たりの処理能力が 1m^3 を超えるもの (ロ) 1時間あたりの処理能力が 200kg 以上のもの (ハ) 火格子面積が 2m^2 以上のもの 6. 廃酸又は廃アルカリの中和施設(一日当たりの処理能力が 50m^3 を超えるもの) 8. 廃プラスチック類(PCB汚染物・処理物であるものを除く。)の焼却施設であって次のいずれかに該当するもの (イ) 1日当たりの処理能力が 100kg 以上を超えるもの (ロ) 火格子面積が 2m^2 以上のもの 11. 汚でい、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12から13号までに掲げる施設。 12. 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 12の2. 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 13. ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く）	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化そうを除く。）	
73	下水道終末処理施設	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（72・73を除く。）	

I-10 指定物質一覧（令第3条の3）

1	ホルムアルデヒド	2	ヒドラジン	3	ヒドロキシヒドルアミン	4	過酸化水素
5	塩化水素	6	水酸化ナトリウム	7	アクリロニトリル	8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド	10	アクリル酸	11	次亜塩素酸ナトリウム	12	二硫化炭素
12	酢酸エチル	14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(別名MTBE)	15	硫酸	16	ホスゲン
17	1・2-ジクロロプロパン	18	クロルスルホン酸	19	塩化チオニル	20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル	22	クロルピクリン				
23	りん酸ジメチル=2・2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)						
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)						
25	1・4-ジオキサン	26	トルエン	27	エピクロロヒドリン	28	スチレン
29	キシレン						
30	パラ-ジクロロベンゼン						
31	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)						
32	3・5-ジクロロ-N-(1・1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)						
33	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)						
34	チオりん酸O・O-ジメチル-O-)3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)						
35	チオりん酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)						
36	1・3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)						
37	チオりん酸O・O-ジエチル-O-)2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)						
38	チオりん酸O・O-ジエチル-O-)5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)						
39	4-ニトロフェニル-2・4・6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)						
40	チオりん酸O・O-ジエチル-O-)3・5・6-トリクロロ-2-ピリジル(別名クロルピリホス)						
41	フタル酸ビス)2-エチルヘキシル)						
42	”エチル=)Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル)1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボ ニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)”						
43	1・2・4・5・6・7・8・8-オクタクロロ-2・3・3a・4・7・7a-ヘキサヒドロ-4・7-メタノ-1H -インデン(別名クロルデン)						
44	臭素	45	アルミニウム及びその化合物	46	ニッケル及びその化合物		
47	モリブデン及びその化合物	48	アンチモン及びその化合物	49	塩素酸及びその塩		
50	臭素酸及びその塩	51	マンガン及びその化合物	52	鉄及びその化合物		
53	銅及びその化合物	54	亜鉛及びその化合物	55	フェノール類及びその塩類		
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1.3,7] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)						
57	アニリン	58	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩				
59	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩						
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩						

※指定物質：公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として法施行令第3条の3で定めるものをいいます。

※指定施設：有害物質を貯蔵・使用する施設又は指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設のことをいいます。

(1) 有害物質に関する一律排水基準 (省令第1条、別表第1)

有害物質の種類		許容限度	
カドミウム及びその化合物		カドミウム	0.03 mg/ℓ
シアン化合物		シアン	1 mg/ℓ
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)			1 mg/ℓ
鉛及びその化合物		鉛	0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物		六価クロム	0.2 mg/ℓ
砒素及びその化合物		砒素	0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀	0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
P C B			0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン			0.1 mg/ℓ
テトラクロロエチレン			0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン			0.2 mg/ℓ
四塩化炭素			0.02 mg/ℓ
1, 2-ジクロロエタン			0.04 mg/ℓ
1, 1-ジクロロエチレン			1 mg/ℓ
シス-1, 2-ジクロロエチレン			0.4 mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン			3 mg/ℓ
1, 1, 2-トリクロロエタン			0.06 mg/ℓ
1, 3-ジクロロプロペン			0.02 mg/ℓ
チウラム			0.06 mg/ℓ
シマジン			0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ			0.2 mg/ℓ
ベンゼン			0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物		セレン	0.1 mg/ℓ
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほう素	10 mg/ℓ
	海域に排出されるもの	ほう素	230 mg/ℓ
ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	ふっ素	8 mg/ℓ
	海域に排出されるもの	ふっ素	15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量	
1, 4-ジオキサン			100 mg/ℓ
			0.5 mg/ℓ

※ 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境項目排水基準 (省令第1条、別表第2)

項 目	許 容 限 度	
水素イオン濃度(pH)	河川等 5.8~8.6	海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/ℓ (日間平均)	120 mg/ℓ
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/ℓ (日間平均)	120 mg/ℓ
浮遊物質(S S)	200 mg/ℓ (日間平均)	150 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/ℓ	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30 mg/ℓ	
フェノール類含有量	5 mg/ℓ	
銅含有量	3 mg/ℓ	
亜鉛含有量	2 mg/ℓ	
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ	
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ	
クロム含有量	2 mg/ℓ	
大腸菌数	日間平均	800CFU/mL
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均)	60 mg/ℓ
燐含有量	16 mg/ℓ (日間平均)	8 mg/ℓ

- 1 「日間平均」による許容限度は一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1ℓにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

湖沼植物プランクトン等の著しい増殖をもたらすおそれがある場合（規則第1条の3）

りん又は窒素を含む水が工場又は事業場から次の公共用水域に排出される場合とする。

1. りん

(1) 湖 沼

- ① 水の滞留時間が4日間以上である湖沼(水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えること、特殊なダムが操作が行われること、その他の特別の事情があるものを除く。)
- ② 前記の湖沼に流入する公共用水域

(2) 海 域

- ① 次に掲げる算式により計算した値が1.0以上である海域、その他の水が滞留しやすい海域

$$\sqrt{(S \cdot D1) / (W \cdot D2)} \quad S: \text{当該海域の面積(km}^2\text{)}$$

$$W: \text{当該海域と他の海域との境界線の長さ(km)}$$

$$D1: \text{当該海域の最深部の水深(m)}$$

$$D2: \text{当該海域と他の海域との境界における最深部の水深(m)}$$
- ② 前記の海域に流入する公共用水域

2. 窒 素

(1) 湖 沼

- ① 前項(1)①に掲げる湖沼のうち、水の窒素含有量を水のりん含有量で除して得た値が20以下であり、かつ、水のりん含有量が1リットルにつき0.02mg以上であること、その他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの
- ② 前記の湖沼に流入する公共用水域

(2) 海 域

- ① 前項(1)①に掲げる海域
- ② 前記の海域に流入する公共用水域

窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼（昭和60年5月30日 環告第27号）

1. 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼 脊振ダム貯水池
2. りん含有量についての排水基準に係る湖沼 脊振ダム貯水池, 曲淵ダム貯水池, 長谷ダム貯水池

窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る海域（平成5年8月27日 環告第67号）

窒素及びりん含有量についての排水基準に係る海域 博多湾
 (博多湾：福岡市明神鼻と福岡市西浦崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)

I-12 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

昭和48年3月31日福岡県条例第8号

別表第4 博多湾水域に係る上乗せ排水基準

那珂川、御笠川及び河口海域(福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によつて囲まれた海域に限る。)並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場

			項目及び物質並びにその許容限度											
			生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)		化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)		浮遊物質量 (mg/ℓ)		ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)		フェノール類 含有量 (mg/ℓ)			
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	動植物 油脂類	鉱物油				
1 那珂川、御笠川及び河口海域	下水道整備地域に所在するもの		全業種		20	30	20	30	70	100				
	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	既設事業場	畜産食料品製造業 水産食料品製造業 小麦粉製造業 パン製造業 菓子製造業 飲料製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 繊維製品製造業 と畜業		60	80			80	100	15			
			砂糖製造業		60	80	60	80	80	100				
			パルプ製造業及び紙製造業		60	80			70	100				
			写真現像業		60	80	60	80						
			し尿処理施設	合併処理	30	45			90	120				
				単独処理	90	120			120	150				
			下水道終末処理施設		20	30			70	100				
			合成樹脂製造業										1	
			その他の施設		90	120			120	150				
		新規事業場	し尿処理施設		30	45			90	120				
			追加指定施設		90	120			120	150				
			その他の施設		20	30	20	30	70	100	20		1	
	2 1を除く博多湾水域	下水道整備地域に所在するもの		全業種		20	30	20	30	70	100			
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	既設事業場	畜産食料品製造業 水産食料品製造業 飲料製造業		90	120	90	120	120	150	20		
セメント製品製造業								50	70					
と畜業				60	80	60	80	70	100					
し尿処理施設				処理対象人員 2001人以上	30	45			70	100				
				処理対象人員 2000人以下	60	80			90	120				
				その他のし尿 処理施設	30	45			70	100				
下水道終末処理施設				20	30			70	100					
その他の施設				90	120	90	120	120	150					
新規事業場				し尿処理施設		30	45			70	100			
			下水道終末処理施設		20	30			70	100				
			追加指定施設		90	120	90	120	120	150				
			その他の施設	排水量2,000㎥ ／日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1	
		500～2,000㎥ ／日		40	50	40	50	50	70	10	2	1		
		排水量が500㎥ ／日未満		60	80	60	80	70	100	15	2	1		

- 1 別表第1の備考(下記参照)並びに別表第2の備考(下記参照)2、11から15まで、17及び19の規定(1の項に係る上乗せ排水基準については、同表の備考13の規定を除く。)は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。
- 2 1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 3 2の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 4 「追加指定施設」とは、別表第2備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 5 「合併処理を行うもの」及び「単独処理を行うもの」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

別表第1 備考

この表に掲げる区域は、昭和63年12月1日における行政区画によつて表示されたものとする。

別表第2 備考

- 2 「特定施設」とは法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 4 1の項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
 - (2) 施行令別表第1第66号の2及び第71号の2に掲げる施設であつて、昭和49年12月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (3) 施行令別表第1第64号の2及び第69号の2に掲げる施設であつて、昭和51年6月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (4) 施行令別表第1第68号の2及び第71号の3に掲げる施設であつて、昭和54年5月10日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (5) 施行令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第70号の2及び第71号の4に掲げる施設であつて、昭和57年1月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (6) 施行令別表第1第69号の3に掲げる施設であつて、昭和57年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (7) 施行令別表第1第66号の3から第66号の7までに掲げる施設であつて、昭和63年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (8) 施行令別表第1第71号の5及び第71号の6に掲げる施設であつて、平成3年10月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (9) 施行令別表第1第63号の3に掲げる施設であつて、平成13年7月1日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
- 11 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日の通常の排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
- 13 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排水を除く。)に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなつた場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。
- 17 施行令別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第1第66号の2、第66号の5から第66号の7まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く。)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう。)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となつた場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

別表第6 筑前海水域に係る上乘せ排水基準

				項目及び物質並びにその許容限度								
				生物化学的 酸素要求量 または化学 的酸素要求 量 (mg/ℓ)		浮遊物質 量 (mg/ℓ)		ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)		フェノール類 含有量 (mg/ℓ)		
日間 平均		最大		日間 平均		最大		動植物 油脂類		鉱物油		
下水道整備地域に 所在するもの				全業種		20	30	70	100			
下 水 道 整 備 地 域 以 外 に 所 在	既 設 事 業 場	食料品 製造業	通常排水量500m ³ ／日以上	60	80	70	100					
			通常排水量500m ³ ／日未満	90	120	120	150					
		金属製品製造業 酸又はアルカリによる表面処理施設 畜房施設			60	80	70	100				
		し尿処理施設			30	45	70	100				
		下水道終末処理施設			20	30	70	100				
		その他の施設			90	120	120	150				
	新 規 事 業 場	し尿処理施設			30	45	70	100				
		下水道終末処理施設			20	30	70	100				
		追加指定施設			90	120	120	150				
		その 他の 施設	通常排水量2,000m ³ ／日以上	20	30	25	30	2	2	1		
			通常排水量500～2,000m ³ ／日	40	50	50	70	10	2	1		
			通常排水量 500m ³ ／日未満	60	80	70	100	15	2	1		

備考

- 別表第2の備考2、7、11から17まで及び19までの規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考15中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であつて、昭和53年1月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表第2備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「畜房施設」とは、施行令別表第1第1号の2に掲げる特定施設に係るものをいう。

別表第2 備考

- 2、4(2)から(9) 前ページに同じ
- 7 「食料品製造業」とは、施行令別表第1第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。
- 11～15 前ページに同じ
- 17、19 前ページに同じ

Ⅱ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (汚水等排出施設関係 抜粋)

製造業（物品加工業を含む）で、かつ特定の施設を設置している場合は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止に関する技術的事項の管理者とする管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

Ⅱ－１ 特定工場 （法第２条）

製造業（物品加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で下記の要件のいずれかを満たす工場です。

汚水等排出施設（水質汚濁防止法施行令別表第１ ２号～59号、61号～63号、63号の３、64号、65号66号、71号の５及び６の施設）を設置する工場のうち、

1. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第１（p17 参照）に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの
2. 上記以外の工場で排水量（１日あたりの平均的な排水）が1,000m³以上のもの

Ⅱ－２ 公害防止統括者 （法第３条）

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者を選任しなければなりません。

1. 常時使用する従業員の数が20名以下の場合を除きます。
2. 公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから30日以内に選任しなければなりません。

(2) 資格要件

なし

(3) 業務内容

- ア. 汚水等排出施設の使用の方法の監視、汚水を処理する施設の維持、使用に関すること
- イ. 排水の汚染状態の測定、記録に関すること
- ウ. 事故時、緊急時の措置に関すること

Ⅱ－３ 公害防止管理者 （法第４条）

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者を選任しなければなりません。

1. 公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任しなければなりません。
2. ２以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止に業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。

- ①同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ②親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ③事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
- ④近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
- なお、具体的な兼務可能要件については、別途基準告示（平成 17 年 3 月 7 日 告示第 1 号）に定めてあります。

(2) 規模及び資格要件

注：（ ）内の資格を持つものでも可

施 設 の 区 分	排出水量	資 格
特定の汚水等排出施設を有する工場	10,000m ³ 以上	水質関係第 1 種公害防止管理者
	10,000m ³ 未満	水質関係第 2 種公害防止管理者（1 種）
上記以外で排出水量合計 1,000m ³ 以上	10,000m ³ 以上	水質関係第 3 種公害防止管理者（1 種）
	10,000m ³ 未満	水質関係第 1～3 種、他

(3) 業務内容

- ア. 使用する原材料の検査
- イ. 汚水等排出施設の点検
- ウ. 汚水等排出施設及び附属施設の操作、点検、補修
- エ. 排水、の汚染状態の測定及びその結果の記録
- オ. 測定機器の点検及び補修
- カ. 事故時における応急の措置の実施
- キ. 緊急時における排水の量の減少その他の必要な措置の実施

Ⅱ－４ 公害防止主任管理者（法第 5 条）

(1) 規模要件等

特定事業者は、当該特定工場が下記の規模に該当するときは、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮するものを選任しなければなりません。

- 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生してから 60 日以内に選任しなければなりません。
- 2 以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはなりません。
- 規模：ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が 40,000 m³ N/h 以上でかつ排水施設の排水量の合計が 10,000 m³/日以上以上の工場

ただし、以下に掲げる場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。

- ①大気関係及び水質関係公害防止管理者を同一人が兼務する場合。
- ②ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程が互いに独立している場合。

(2) 資格要件

- 公害防止主任管理者
- 大気関係第 1 種又は第 3 種公害防止管理者かつ水質関係第 1 種又は第 3 種公害防止管理者
- 主務省令で定める学歴、実務経験を有するもので指定の講習の課程を修了した者

Ⅱ－５ 代理者（法第６条）

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者についてはそれぞれ代理者を選任しなければなりません。資格要件については統括者、管理者に準じます。

Ⅱ－６ 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し１通の計２通を提出してください。

事 項	届 出 種 類	添 付 書 類	提 出 期 限
公害防止統括者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法５条）	公害防止統括者(代理者)選任、死亡・解任届出書		選任、解任してから30日以内
公害防止管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
公害防止主任管理者または代理者の選任及び死亡・解任をしたとき	公害防止主任管理者(代理者)選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任してから30日以内
特定事業者について相続または合併があったとき	承継届	その事実を証する書面	承継した日から30日以内に提出

Ⅱ－７ 汚水等排出施設一覧（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）

	令番号	対 象 施 設
1	19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	22	6価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	23の2	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	24	ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	25	第25号に掲げる施設
6	26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
7	27	水質汚濁防止法でいう「有害物質」又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐りんの製造の用に供するものに限る。
8	28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
9	29	第29号に掲げる施設
10	31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
11	32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
12	33	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するものに限る。
13	34	テトラクロロエチレンを含有する物質を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
14	37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。))又はアルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))の製造の用に供するものに限る。)
15	41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
16	43	第43号に掲げる施設
17	46	有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
18	47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
19	48	ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
20	50	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの試薬の製造の用に供するものに限る。
21	51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
22	53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
23	58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
24	61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
25	62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
26	63	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
27	63の3	第63号の3に掲げる施設
28	64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
29	65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
30	66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。
31	71の5	71号の5に掲げる施設
32	71の6	71号の6に掲げる施設

Ⅲ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例

Ⅲ－１ 届出が必要な特定施設（条例施行規則第４条、別表第１）

ごみ処理施設（焼却施設を除く）であって湿式集じん機を有するもの。

※ごみ処理施設：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第８条１項のごみ処理施設

Ⅲ－２ 排水基準（条例第２３条、条例施行規則第８条）

- (1) 有害物質（条例施行規則 別表第１）： 水質汚濁防止法の規制と同じ
- (2) 生活環境項目（条例施行規則 別表第１）： 水質汚濁防止法の規制と同じ
- (3) 上乗せ排水基準： 水質汚濁防止法の規制と同じ

Ⅲ－３ 実施の制限等

(1) 計画変更命令（条例第１０条）

汚水に係る特定施設の設置又は構造等の変更届出があった場合、排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から６０日以内において、構造、使用の方法、処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることができます。

(2) 実施制限（条例第１１条）

1. 汚水に係る特定施設の設置又は構造等の変更届出を行った場合、その届出が受理された日から６０日を経過したあとでない設置、構造等の変更をしてはなりません。
2. 汚水に係る特定施設の設置、構造等の変更届出の内容が相当であると認めるときは期間の短縮ができます。

Ⅲ－４ 事故発生時の措置（条例第３２条）

(1) 貯油施設（水質汚濁防止法の適用があるものを除く）

1. 貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

貯油施設等

- ①重油等の油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）を貯蔵する施設
- ②油を含む水を処理する油水分離施設

2. 事故が発生した場合、工場事業場又は貯油施設の設置者が応急措置を講じていないと認めるときはこれらのものに対して応急措置を講じるように命ずることができます。

(2) 措置命令（条例第３３条）

1. 貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがあると認めるときは、貯油施設の設置者に被害を防止するための措置を命ずることができます。
2. 事故により油が流出した公共用水域が、海域（港則法に基づく港の区域を含む）、河川法に規定する河川である場合は前項の規定は適用しません。

Ⅲ－５ 届出関係（条例第 7 条、第 9 条及び第 12 条）

条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通の計 2 通を提出してください。

事 項	届出種類	届 出 内 容	提出期限
汚水に係る特定施設を設置しようとする場合	汚水に係る特定施設設置（使用、変更）	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 汚水処理の方法 (7) 排出水の汚染状態、量	設置または変更予定年月日の 60 日前
構造等 届出内容の(4)～(6)を変更しようとする場合	届出書		
氏名等 届出内容の(1)、(2)を変更した場合	氏名等変更届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から 30 日以内
施設の使用を廃止した場合	廃止届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類	廃止した日から 30 日以内
施設を承継した場合	承継届出書	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (8) 被承継者の氏名、名称、住所	承継した日から 30 日以内

Ⅳ 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

Ⅳ－１ 対象事業場

- (1) 日間平均排水量が 30m³ 以上 50m³ 未満の特定事業場
- (2) 30m³ 未満であっても特に負荷量が多いと認められる特定事業場

Ⅳ－２ 指導基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6 (海 域 5.0～9.0)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質濃度(SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5 mg/ℓ、動植物油類 30 mg/ℓ
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL

※1 BOD
海域及び湖沼以外に排出されるものに適用
※2 COD
海域及び湖沼に排出されるものに適用

V 公共用水域に係る環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めるものです。

V-1 健康項目（有害物質） 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境省が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を乗じたものの和とする。

V-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

① BOD等に係る環境基準

類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数(CFU/100ml)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0～8.5	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

基準値は、日間平均値とする。

※農業利用水点については、pH 6.0 以上 7.5 以下、DO 5mg/ℓ 以上とする。

※水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。

※いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

※水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合は、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

【類型指定状況】

河川名	区 域	類 型	達成期間
多々良川	上 流	津屋堰から上流	A
	下 流	津屋堰から下流	C
宇 美 川	上 流	亀山新橋から上流	B
	下 流	亀山新橋から下流	C
須 恵 川	上 流	南里井堰から上流	B
	下 流	南里井堰から下流	C
樋 井 川	全 域		B
室 見 川	全 域		A
金 屑 川	全 域		C
十 郎 川	全 域		C
瑞梅寺川	全 域		A
名 柄 川	全 域		C
唐の原川	全 域		C
七 寺 川	全 域		C
江の口川	全 域		C
那 珂 川	上 流	塩原橋から上流	A
	下流(1)	塩原橋から博多川分岐点	B
	下流(2)	博多川分岐点から下流	C
御 笠 川	上 流	金島井堰から上流	B
	下流(1)	金島井堰から山王橋	D
	下流(2)	山王橋から下流	D

注 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

② 水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

・基準値は年間平均値とする。

【類型指定状況】

水域名	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点
那珂川上流	今光橋から上流	生物A	イ	今光橋
那珂川下流	今光橋から下流	生物B	イ	那の津大橋
御笠川	全域	生物B	イ	千鳥橋
多々良川	全域	生物B	イ	名島橋
宇美川	全域	生物B	イ	塔の本橋
須恵川	全域	生物B	イ	休也橋
樋井川	全域	生物B	イ	旧今川橋
室見川上流	矢倉橋から上流	生物A	イ	矢倉橋
室見川下流	矢倉橋から下流	生物B	イ	室見橋
瑞梅寺川	全域	生物B	イ	昭代橋

注 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

BOD等環境基準の達成状況の評価方法

- ・BODの環境基準の達成状況は、「75%水質値」※で評価する。
- ・大腸菌数の環境基準の達成状況は、「90%水質値」※で評価する。

※「75%水質値」とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは日間平均値のデータ数のデータ値をもって75%水質値とする(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値))。「90%水質値」も同様に求める。

(2) 海 域

① COD等に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20 以下※	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3 mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0～8.3	8 mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

基準値は、日間平均値とする。

※いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

※水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

【類型指定状況】

水 域	類型	達成期間
博多湾	東部海域	B
	中部海域	A
	西部海域	A
筑前海水域	A	イ

注 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

② 全窒素、全リンに係る環境基準

類型	利用目的の適応性	全 窒 素	全 麟
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

【類型指定状況】

水 域	類 型	達成期間
東部海域	Ⅲ	ニ
中部海域	Ⅲ	イ
西部海域	Ⅱ	イ

注 達成期間の分類は、次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

2 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

③ 水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備 考
・基準値は年間平均値とする。

【類型指定状況】

水 域	類型	達成期間
博多湾	生物特A	イ
筑前海（1）	生物特A	イ
筑前海（2）	生物A	イ

注 達成期間の分類は、次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

④ 底層溶存酸素量に係る環境基準

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生 する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産でき る場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息でき る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生す る水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を 保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

・基準値は日間平均値とする。

※現時点では類型指定はなされていない。

COD等環境基準の達成状況の評価方法

- ・CODの環境基準の達成状況は、「75%水質値」※で評価する。
- ・大腸菌数の環境基準の達成状況は、「90%水質値」※で評価する。

※「75%水質値」及び「90%水質値」・・・p25 参照

【水域の範囲】

博多湾水域	東部海域	福岡市東区西戸崎二丁目2905番地先南端と博多港西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目3番50号地先北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域
	中部海域	福岡市東区大岳四丁目2898番地の20大岳岬南端と同市西区小戸二丁目1992番地の妙見岬北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの
	西部海域	福岡市東区勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域であって東部海域及び中部海域に係る部分を除いたもの
筑前海水域	北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾（１）に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海域に限る	
筑前海（１）	筑前海水域のうち水深30m以下の海域。	
筑前海（２）	筑前海水域のうち筑前海（１）に係る部分を除いた海域。	

【提出・問い合わせ先】

福岡市役所環境局環境保全課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階）

電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592